令２医務保険第７０２号

令和２年(2020年)９月１４日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

「医療用物資の備蓄体制の強化について」の一部改正について

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局から通知がありましたのでお知らせします。

医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939

　国からの通知に記載のとおり、サージカルマスクに加え、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについても必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）に移行することとされました。

　ついては、アイソレーションガウン及びフェイスシールドについて、これまで国が実施していた「優先配布」を休止して、９月から１０月にかけて、アイソレーションガウンは３回、フェイスシールドは２回に分けて、医療機関等の備蓄用として「特別配布」が実施されますので、今後、新型コロナウイルス感染症が再燃した場合等に即座に対応に当たれるよう、医療機関等の現場備蓄用として活用いただくようお願いします。